

阿武山学園における児童の生活指導に関する補助業務会計年度任用職員要綱

(目的)

第1条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」(以下、「採用要綱」という。)に基づき任用される、阿武山学園における児童の生活指導に関する補助業務会計年度任用職員(以下、「会計年度任用職員」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(業務内容)

第2条 会計年度任用職員は、阿武山学園に入所する児童への生活指導に関する業務の補助を行う。

(選考)

第3条 会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 書類審査
- (2) 面接
- (3) その他選考に必要とする書類

(勤務日数及び時間)

第4条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

(1) 勤務日数

概ね週2日

(2) 勤務時間等

週15時間以内で、次のア～イのうち阿武山学園長が指定する時間

(ただし、運動会等学園行事に当たる日については別途定める。)

ア 9時00分～17時15分(休憩12時30分～13時15分)

イ 10時30分～18時45分(休憩12時30分～13時15分)

(任用期間等)

第5条 会計年度任用職員の任用期間等は、採用要綱第3条に定めるところによる。

(報酬等)

第6条 本要綱において任用される会計年度任用職員の報酬等は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する要綱別表3における「阿武山学園における児童の生活指導に関する補助業務」の職に基づき支給する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。